

令和 7 年

第 2 回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 令和 7 年 8 月 18 日（月） 午後 6 時

会 場 市役所 5 階 第 2 応接室



会 議 次 第



1 開 会

2 諮 問

3 市長挨拶

4 報告事項

第 1 号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱

第 2 号 第 1 2 回定例会以降の市議会の結果

第 3 号 令和 6 年度国民健康保険事業会計決算

5 協議事項

第 1 号 市長からの諮問事項

苫小牧市税条例の一部改正（課税限度額）

6 その他

子ども・子育て支援金制度

被用者保険を代表する委員である、「加藤 泰」委員の退任に伴い、下記の方に国民健康保険運営協議会委員を委嘱しました。

記

増子 洋一 委員

(檜崎健康保険組合 常務理事 兼 事務長)

任期：令和7年4月1日～令和9年12月31日

報告 第2号 第12回定例会以降の市議会の結果①

第12回定例会

令和7年2月19日～3月17日

- (1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計第2回補正予算
補正内容：決算見込による整理補正
→ 全会一致により原案可決
- (2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案
主な答弁内容は、5～7P
→ 全会一致により原案可決

第13回臨時会

令和7年5月12日～5月15日

国民健康保険関係案件なし

第14回定例会

令和7年6月19日～6月27日

■一般質問

(1) マイナ保険証

マイナ保険証の保有の有無に限らず資格確認書を一斉に送付することは、国の通知においても適切ではないとされているため、現時点では考えていない。今後も制度の周知徹底や、トラブル等における丁寧な市民対応に努めていく

(2) タダとく健診（特定健診＋がん検診）の周知方法

社会保険から国民健康保険へ移行した際に受診勧奨を行うことで、さらなる受診率向上が見込まれるため、周知方法を検討し、新たな受診勧奨として組み入れていきたい（7月下旬開始）

令和7年度予算委員会の主な答弁内容

特定健診 関連

- ・ 苫小牧市の特定健診の受診率は、道内主要都市の中では上位ではあるが、年齢が若いほど受診率が低い傾向にあり、データヘルス計画に掲げた目標の達成には至っていない。
- ・ 受診率向上のために、電話やハガキによる受診勧奨に加え、YouTube広告などのインターネット広告やSNS、ラジオなどを活用し、健診の重要性を啓発している。
- ・ 令和6年度からは薬局で受診勧奨していただく取組や、総合体育館に特設会場を設け集団健診を実施しており、引き続き受診につながる環境づくりに取り組んでいく。

補 足



特定健診推移	R2	R3	R4	R5	R6 ※1
受 診 率	32.8%	32.9%	34.7%	34.5%	33.9%
目 標 値 ※2	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%	35.0%
主 要 都 市 順 位 ※3	1/9	2/9	2/9	3/9	-
全 道 順 位	98/179	111/179	109/179	121/179	-

※1 R6はR7.7時点の受診率。R7.10の法定報告後に確定
※2 R5までは第3期特定健康診査等実施計画、R6からは第4期計画に掲げた目標値
※3 主要都市は道内人口10万人以上の9市



令和7年度予算委員会の主な答弁内容

保険者努力支援制度 関連

- 本市の令和7年度の保険者努力支援の交付金額は約5,545万円。
- 令和7年度は、都道府県と市町村分の配分が変更されたため、前年度比減となっている。
- 点数の獲得につながっていない特定健診・特定保健指導については、集団健診の拡充のほか、訪問業務に専念する保健師を新たに雇用することで点数獲得を目指す。

補 足



- 保険者努力支援制度は、保険者である市町村における医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付することで、市町村の国民健康保険の財政基盤を強化する制度。
- 評価指標には、保険者共通の指標として、特定健診・特定保健指導の実施率向上、生活習慣病等の重症化予防、国保固有の指標として、収納率向上等の取組実施状況が設定されている。

直 近 推 移	R4	R5	R6	R7
獲 得 点 数	582点/960点	588点/940点	499点/840点	615点/988点
交 付 額	6,054万円	6,693万円	6,810万円	5,545万円
道内市順位	19位/35市	16位/35市	13位/35市	12位/35市



令和7年度予算委員会の主な答弁内容

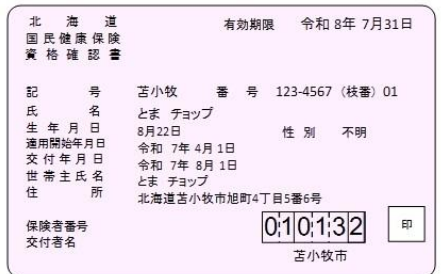
マイナ保険証 関連

- ・ 苫小牧市の国保加入者におけるマイナ保険証の紐づけ割合は令和6年12月時点で67.2%。
- ・ マイナ保険証の利用等に不安がある方が来庁した際には、状況等を聞き取りしたうえで、必要に応じて紐づけ解除のご案内を行っている。
- ・ マイナ保険証については、今後も様々な媒体を通じて、わかりやすく丁寧な周知をすることで安心して医療機関を受診していただけるよう努めていく。



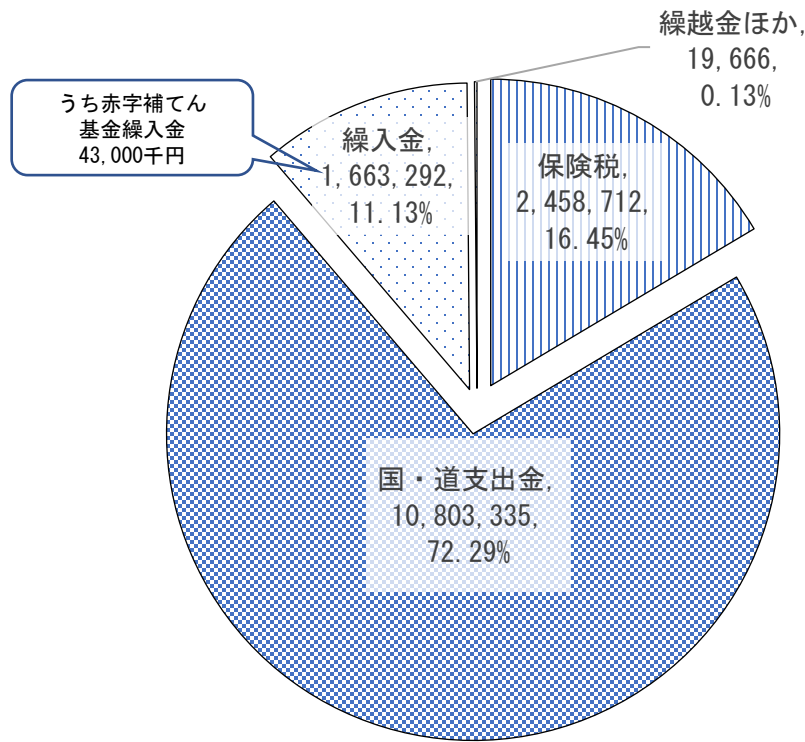
マイナ保険証推移	R5.10	R6.4	R6.10	R7.4
国 保 加 入 者 数	28,748	28,386	27,011	26,562
マイナ保険証保有人数	17,067	17,243	17,737	18,354
マイナ保険証紐づけ率	59.4%	60.7%	65.7%	69.1%
マイナ保険証利用率	4.8%	11.4%	29.6%	45.0%

令和7年8月で国保加入者は、従来の紙の健康保険証は完全廃止。
マイナ保険証を持っていない方については、資格確認書（右図下）で医療機関を受診していただく。

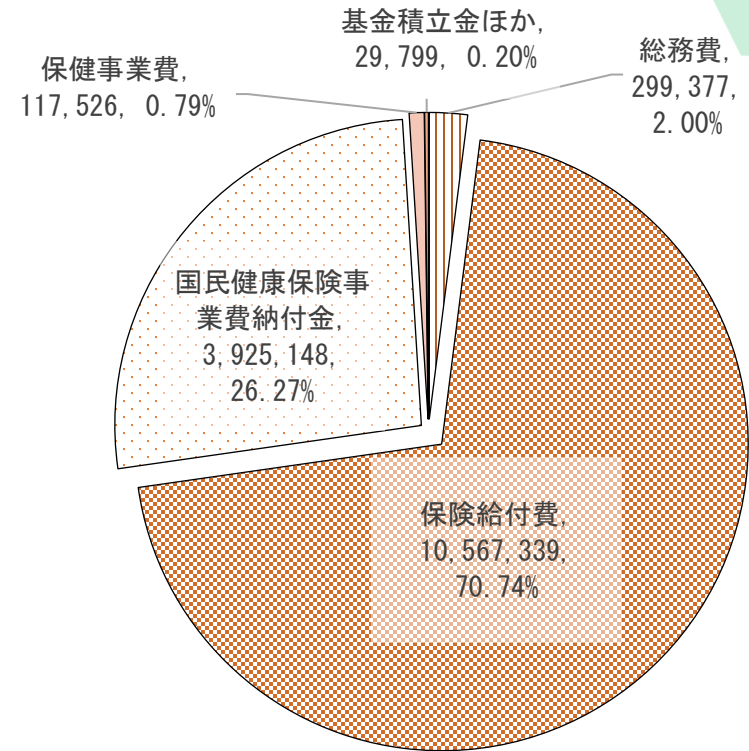


報告 第3号 令和6年度国民健康保険事業会計決算①

歳入 14,945,005千円



歳出 14,939,189千円



歳入歳出差引 5,816千円 は翌年度へ繰越

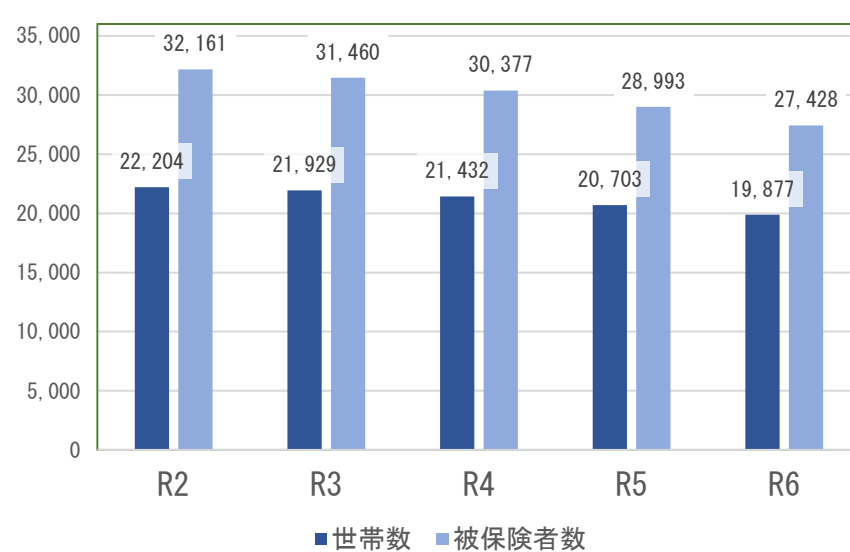
Point!



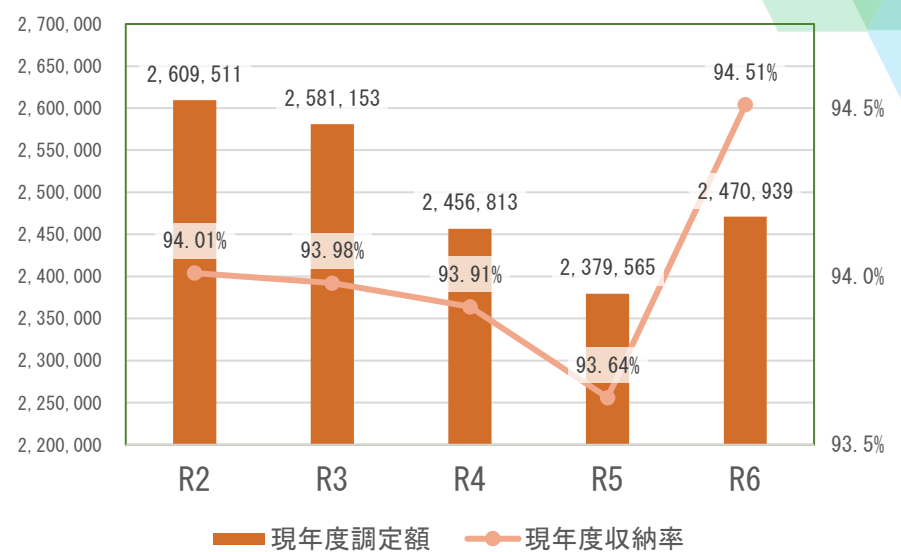
- 令和6年度決算では、現年度分の保険税が、**税率改正等及び収納率の増加(+0.87%)**によって前年度比約1億1千万円の増加となっている。
- 保険税収入の増加等により赤字補てんの基金繰入金は、前年度比で2億6百万円の減となっており**収支が回復**している。（令和6年度末基金残高は約9億4千6百万円）
- 基金残高は、令和12年度の統一保険税率に向けた激変緩和の財源に活用する。

報告 第3号 令和6年度国民健康保険事業会計決算②

国保世帯数・被保険者数の推移(3-2ベース平均)



国保税調定額・収納率の推移(現年度)



Point!

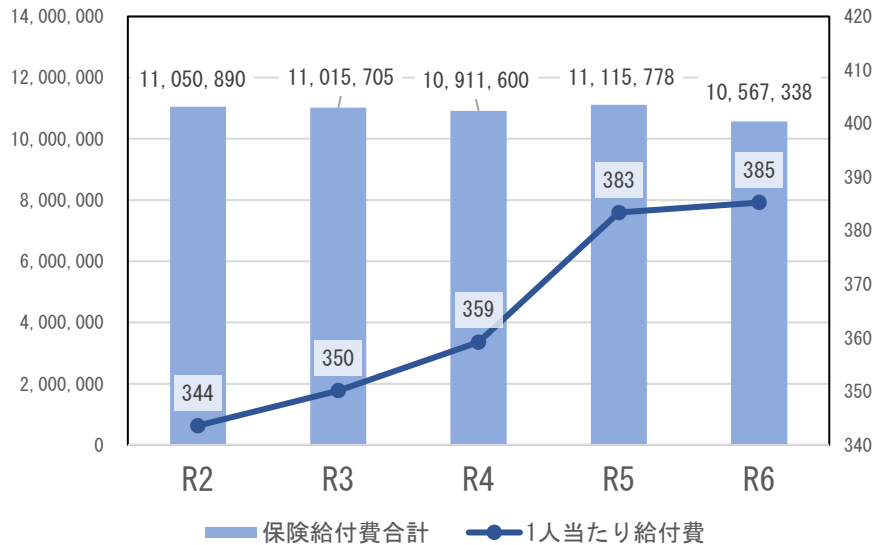


- 国保世帯数・被保険者数は、少子高齢化に伴い、平成23年度をピークに減少傾向。
- 国保税調定額は、被保険者数の減少に伴い減少傾向であったが、令和6年度は税率改正に伴い調定額は増額となっている。
- 収納率は、令和2年度以降、微減していたが、令和6年度は増加となっている。
- 収納率向上の理由については、口座振替の推進による若年層への効果が大きかったと分析しており、今後も加入時の口座振替の案内を強化することでさらなる収納率向上を目指す。

報告 第3号 令和6年度国民健康保険事業会計決算③

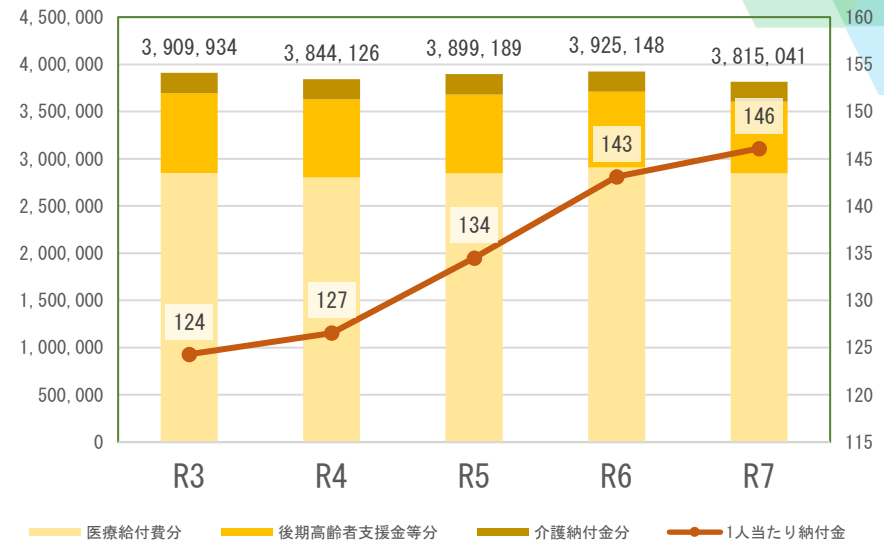
保険給付費の推移

(千円)



国保事業費納付金の推移

(千円)



Point!



- 保険給付費は、被保険者数が減少しているのに対して、一人当たりの給付費が加入者の高齢化や医療の高度化によって増加傾向となっているため、総額としては横ばいとなっている。
- 国保事業費納付金は、市町村の保険給付等に要する費用を賄うために都道府県が市町村から徴収する負担金。保険給付費に連動するため、総額は横ばい、一人当たりの納付金単価は、増加傾向となっている。

(1) 課税限度額の考え方

- ・ 国はサラリーマンが加入する社会保険等とのバランスを考慮し、段階的に課税限度額の引き上げを行っている
- ・ 苫小牧市も国に合わせて段階的に課税限度額の引き上げを行っている

(2) 課税限度額の本市の現状

年度	医療分		後期高齢者支援分		介護分		合計			
	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市		
R1	61万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	96万円	89万円		
R2	63万円	58万円			17万円		16万円	99万円	93万円	
R3		61万円							17万円	17万円
R4	65万円	63万円	20万円	104万円	102万円					
R5		65万円	22万円	20万円	106万円	104万円				
R6			24万円	22万円	109万円	106万円				
R7	66万円		26万円	24万円			109万円	106万円		

- ・ 令和 4 年度以降は、国から 1 年遅れで改正を行っている状況

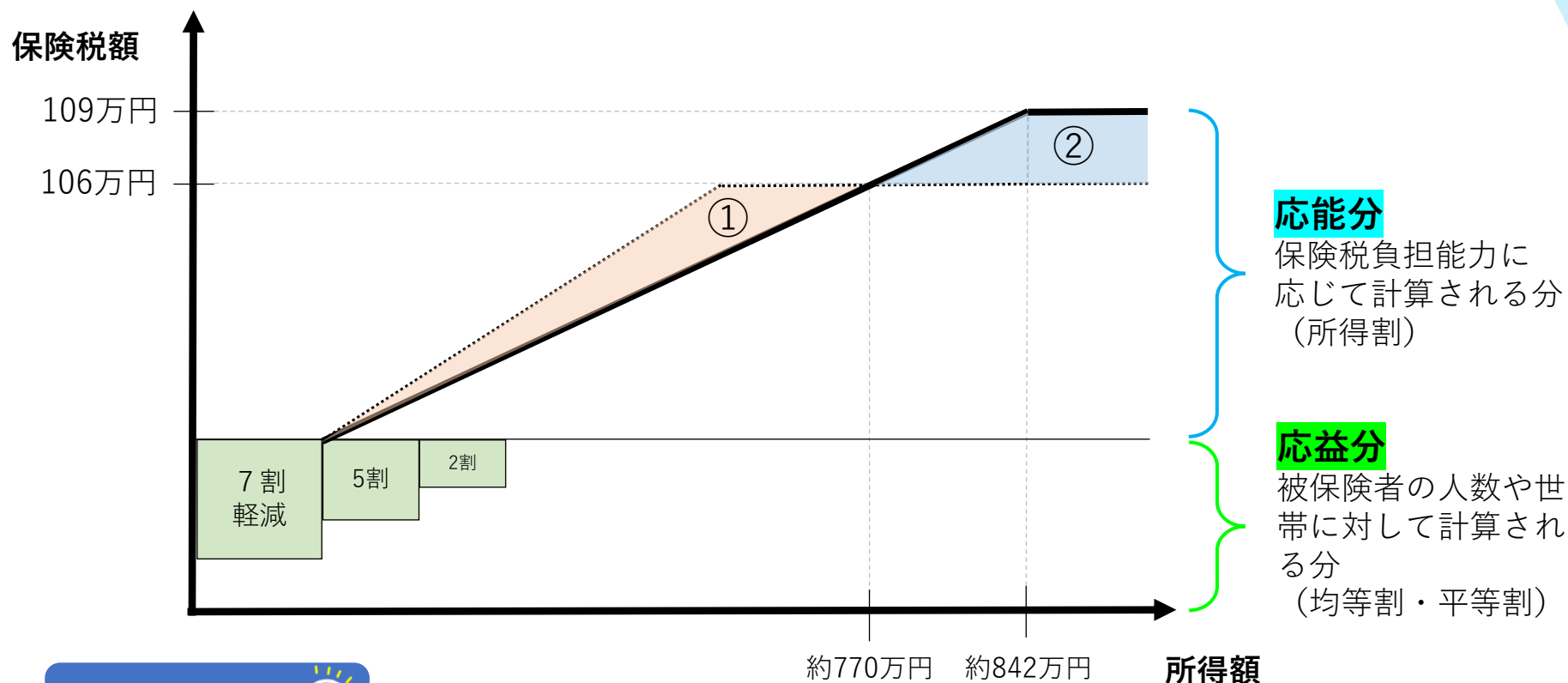
(3) 令和 8 年度課税限度額 (改正案)

- 所得に応じた公平な負担を求め、低中間所得者層に配慮するため、106万円から109万円への引き上げを行う (令和7年度国基準と同額)

限度額	①医療分	②後期高齢者 支援分	③介護分	合計
引上げ前	6 5 万円	2 4 万円	1 7 万円	1 0 6 万円
引上げ後	6 6 万円	2 6 万円	1 7 万円	1 0 9 万円
差額	+ 1 万円	+ 2 万円	－	+ 3 万円

協議 第1号 苫小牧市税条例の一部改正(課税限度額)③

(4) 課税限度額改正のイメージ図



Point!



- 限度額を改正しない場合、①部分の増額が必要となるため、低中所得者層を含む広い所得階層から負担を求めることとなる
- 高額所得者の課税限度額を改正し、②部分を増額することで**低中間所得者層の負担に配慮する**

(5) 課税限度額引き上げに伴う影響

※令和 7 年度当初賦課時点で試算

区分	影響を受ける世帯数	調定増額見込
医療分	215世帯	約212万円
後期高齢者支援分	175世帯	約316万円

- ・ 課税限度額引き上げにより、高所得者層の負担額が増加する
- ・ 保険税調定額は、合計で約528万円の増額が見込まれる

(6) 限度額超過となる収入

夫（給与収入）、妻と子は収入なしの 3 人世帯 夫と妻は介護 2 号被保険者の場合

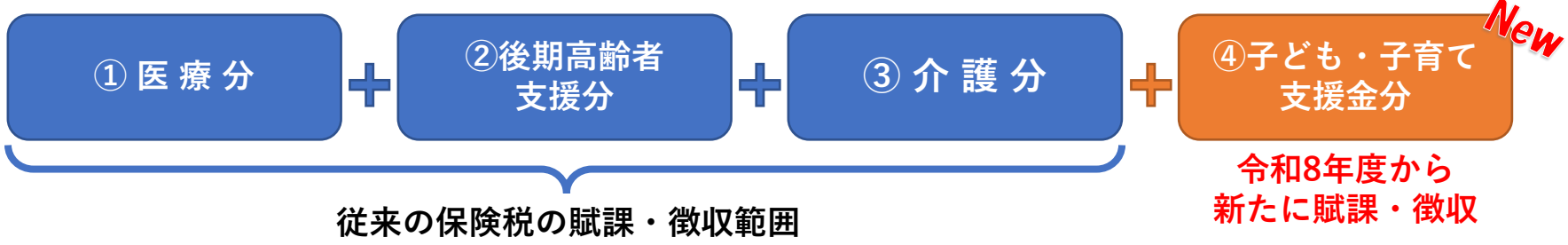
課税限度額	限度額超過となる収入	
引き上げ前 (106万円)	給与収入 (所得)	約978万円 (約770万円)
引き上げ後 (109万円)	給与収入 (所得)	約1,074万円 (約842万円)

協議 第1号 苫小牧市税条例の一部改正(課税限度額)⑤

日 程	内 容
令和7年 8月18日	国保運営協議会へ限度額改正について諮問
8月下旬	諮問に対する答申
9月中旬	市議会定例会 概要説明
10月上旬	パブリックコメントの実施
12月上旬	市議会定例会 条例改正案提出
令和8年 4月	改正後限度額の適用開始

その他 子ども・子育て支援金制度

『子ども・子育て支援金制度』とは、こども未来戦略（2023年12月策定）の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、**全世代・全経済主体で子育て世帯を支えるための新しい仕組み**です。
令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入することとなっており、**健康保険の保険料（税）に上乗せ**するかたちで負担することになります。



子ども・子育て支援金 平均負担月額金 （国試算）	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	加入者 1人当たり	被保険者 1人当たり	加入者 1人当たり	被保険者 1人当たり	加入者 1人当たり	被保険者 1人当たり
全国平均	250円		350円		450円	
被用者保険	300円	450円	400円	600円	500円	800円
国民健康保険	250円	350円※	300円	450円※	400円	600円※
後期高齢者医療制度	200円		250円		350円	

※国民健康保険は1世帯当たり

『子ども・子育て支援金』については、制度開始に合わせて**北海道統一の税率及び課税限度額を適用**することとなっており、北海道から税率等が示され次第、**11月頃**に運営協議会を開催する予定です。